

琉球大学学術リポジトリ

知的障害者による自動車運転免許の取得支援 —自治体・学校・自動車教習所による支援の現状—

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2008-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊保, 愛子, 田中, 敦士, Iho, Aico, Tanaka, Atsushi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/7331

知的障害者による自動車運転免許の取得支援

—自治体・学校・自動車教習所による支援の現状—

伊保 愛子*・田中 敦士**

Supporting License Acquisition for Persons with Intellectual Disabilities; A survey of Programs Conducted by Self-governing bodies, Schools and Driving Schools

IHO Aico, TANAKA Atsushi

本研究では、沖縄県内における知的障害者に対する運転免許取得支援の現状を明らかにすることを目的とした。4つの調査を通して、知的障害者の運転免許取得ニーズが高いことが明らかになった。しかし、沖縄県内の自治体及び学校・自動車教習所において知的障害者の運転免許取得支援は、周囲の認識が追いついておらず、支援体制はまだまだ発展途中であることが明確となった。また、今回調査を実施した支援者は、知的障害者の運転免許取得について、就労や余暇生活、社会参加においてさまざまなことにメリットがあると捉えていた。今後職業訓練としての位置づけやサービスの公開方法等、知的障害者による運転免許取得支援の新たな展開が期待される。

はじめに

車を運転できることが私たちの生活を豊かにすることは周知の事実である。車を運転することによって生活圏も社会参加の機会も飛躍的に広がる。

2002年に欠格条項の見直しが行なわれ、知的障害を伴っていても一定の要件を満たせば運転免許を取得することが可能になった(山本, 2004)。さまざまなことに制約がかかる知的障害者にとって、運転免許の取得はQOLを高める大きな要素となる。実際に運転免許を取得する知的障害者は増えている。沖縄県ではキャリアアップのため、知的障害者が自主的に運転免許を取得する事例が報告されている(沖縄雇用開発協会, 2007)。知的障害者による運転免許取得に対するニーズは高いものの、知的障害者にとって運転免許取得は容易なことではない。

運転には必要な基本的能力がある。これらの能力の確認方法として、自動車教習所及び運転免許

試験場での筆記試験及び実地試験が実施される。運転実習に加え、学科教習・筆記試験は90%以上の成績でなければ合格できないという、非常にレベルの高いものである。これに困難を感じる知的障害者は少なくない。

ICFでは障害者一人一人の「活動」や「参加」は、「環境因子」によって大きく変化することを強調している。知的障害者の運転免許取得においても、その人固有の問題だけではなく、物理的・社会的・制度的な多くの「環境因子」によっても異なっており、運転免許取得の成否は「環境因子」によって大きな影響を受けると考えられる。

そこで本研究では、沖縄県内における知的障害者に対する運転免許取得支援の現状を明らかにすることを目的とする。自治体・学校・自動車教習所において、どのような支援が行なわれているのかを調査し、今後有効な支援を検討していくこととする。

* Shanghai Japanese School

** University of the Ryukyus

方法

1. 調査対象

沖縄県知的障害者更生相談所及び全41市町村障害者福祉担当者（調査1）、A養護学校寄宿舎指導員（調査2）、B自動車学校教官（調査3）、C支援センター相談支援事業専門員（調査4）を対象に、4種類の調査を実施した。表1に調査期間及び調査対象を示した。

調査1では調査対象への電話調査（うち、1自治体に関しては訪問調査）を行ない、調査2、3、4では実際に訪問しての聞き取り調査を実施した。

2. 調査内容

以下の表1に各調査における内容の概要を示した。

表1 調査内容の概要

	調査内容
調査1	① 自動車運転免許取得助成事業の有無 ② 助成事業の概要 ③ その他知的障害者の運転免許取得支援の有無
調査2	① 運転免許取得支援の取り組みについて ② 支援者の意識について ③ 自動車運転免許取得助成事業の把握・案内の有無
調査3	① 高等養護学校寄宿舎における交通安全講座について ② 知的障害者の運転免許取得支援の取り組みについて ③ 支援者の意識について ④ 自動車運転免許取得助成事業の把握・案内
調査4	① 知的障害者の運転免許取得支援の取り組みについて ② 支援者の意識について ③ 自動車運転免許取得助成事業の把握・案内

結果

1. 調査1：沖縄県知的障害者更生相談所及び全41市町村障害者福祉担当者への電話調査

自動車運転免許取得助成事業は、障害者の社会参加促進を目的として行なわれている場合がほとんどであった。身体障害者対象に助成を行なっ

ている市町村では、県でも事業化しているにも関わらず、それ以前から、独自に助成事業を行なっていた。知的障害者対象の助成事業は、県の事業が終了したことで市町村に任されたが、引き続き実施する市町村は少なく、助成事業を利用できる範囲は極端に狭まってしまっていた。

① 自動車運転免許取得助成事業の有無

障害者対象の自動車運転免許取得助成事業は、昨年度まで沖縄県の事業として沖縄県知的障害者更生相談所でも実施されていた障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度で沖縄県の事業としては終了し、各市町村の独自の採択に任されている。平成19年9月現在、知的障害者を対象とする自動車運転免許取得助成事業を行なっている自治体は、全41市町村中、（北部から）金武町、宜野湾市、浦添市、那覇市、宮古島市、石垣市の6市町という少ない結果が得られた。宜野湾市は他5市町と異なり、市から宜野湾市社会福祉協議会へ委託して助成事業を行なっている。また、宜野湾市では身体障害者対象の事業となっているが、知的障害者による申請の前例がないだけで、知的障害者でも沖縄県公安委員会でも適性結果が出れば助成可能ということであった。

それに対して身体障害者を対象とする自動車運転免許取得助成事業を行なっている自治体は、先に挙げた6市町に加え、うるま市、沖縄市、糸満市が身体障害者対象の助成事業を行なっており、9市町村が身体障害者を対象とした助成事業を行なっているということであった。

② 助成事業の概要（助成事業がある場合）

平成18年度まで沖縄県の事業としても行なわれていたこともあり、今年度から実施している自治体は金武町、那覇市、石垣市の3市町であった。他、宜野湾市、浦添市、宮古島市では独自の事業として平成19年度以前から行なわれていた。その他は実施していないということであった。

助成可能金額は免許取得に要した費用の3分の2、3分の1未満と規定は各市町によって異なっている。3分の2と規定しているのが3自治体、3分の1未満が1自治体、特に規定を設けていない自治体が2自治体であったが、上限は一律に10

万円であった。

助成事業を行なっている9自治体は、助成事業を広報で年に1回程度公表しているが、ホームページへの概要掲載や、概要の冊子作成を行なっている自治体は糸満市のみであった。糸満市では身体障害者対象の助成事業案内をホームページで行なっていた。宮古島市では宮古養護学校へ事業の案内を行なっているが、他5市町では特に学校への案内も行なっていなかった。

那覇市では平成19年度9月現在、既に2名に教習所通所費用の助成を行なっている。他5市町では現在申請者がいないということであった。平成15年度から助成事業を開始している宮古島市では、昨年初めて1名に助成を行なったという。

③ その他知的障害者のための運転免許取得支援の有無

自動車運転免許取得助成事業以外に、知的障害者のための運転免許取得支援として行なっていることがあるかどうかを聞いたところ、八重瀬町では金銭的な助成事業は行なっていないが、ボランティアスタッフを活用し、「学科」の学習支援を行なう予定ということであった。

2. 調査2：A養護学校寄宿舎指導員への訪問調査

A養護学校寄宿舎では、大抵月1回の割合で「交通安全講座」という名のもと、自動車教習所教官を講師として招き、「学科」の勉強会が1時間程度実施されている。生徒の希望から、この取り組みは始まった。A養護学校では全生徒の寄宿舎入舎を基本としており、自動車教習所への通所は週末のみ可能となっている。しかし、学校では在学中の運転免許取得を奨励しておらず、現在までに在学中に運転免許を取得した生徒はいなかった。

① 取り組みについて

A高等養護学校では、創立以来、全生徒の寄宿舎入舎を基本に教育活動を行なっている。日曜在舎の余暇利用の一環として空手、華道、柔道、琉舞、エアロビクスなどの教養講座が始まったが、生徒のニーズと講座の内容が大きく異なってきたことなどから、2003（平成15）年に教養講座

の見直しがされた。生徒へのアンケートから運転免許取得の勉強がしたいという声が多く、「交通安全講座」が開始された。その際に、B自動車学校へ講師を依頼し、ボランティアとして講師を承諾してもらった。

「交通安全講座」は基本的に月1回、年7～8回の講座が行なわれている。講座は一般に自動車教習所で使用されている教科書を用い、講座の構成は講師に全て任せている。講座への参加費用は教科書代の1000円となっており、講義代としての徴収はなく、B自動車学校の教官にボランティアとして講座を担当してもらっている。

追跡調査を行なっていないため、卒業後に運転免許を取得した生徒の人数は把握できていなかった。今まで在学中に運転免許を取得した生徒はいない。寄宿舎に入舎しているため、在学中に自動車教習所に通う生徒は、週末に帰省して自宅から通っている。寄宿舎から通所するのは困難であり、教師や寄宿舎指導員も勧めていない。昨年度、保護者からの強い勧めで教習所に通所していた生徒が1名いたが、あきらめてしまう結果となった。

② 支援者の意識について

知的障害者が運転免許を取得するメリットとしては、自分の好きなところへ行けるようになるため、社会性が広がるのが一番のメリットではないか。デメリットとしては事件であり、事故に巻き込まれる可能性を感じている。

就労を目指す上で、運転免許の取得はメリットになると思う。特に企業等からそういった話を聞いている訳ではないが、知的障害者にとって運転免許を取得することは、それだけの能力を持っている証明になるため、メリットだと思う。

③ 自動車運転免許取得助成事業について

寄宿舎の方へは、自治体等から自動車運転免許取得助成事業についての案内がないため、助成事業は把握できていない。

3. 調査3：B自動車学校教官への訪問調査

B自動車学校では、2003（平成15）年から知的障害者に限らず、理解の困難な教習生に対して、学科の個別学習支援体制を開始している。学科に

困難を示す教習生は多く、現在までに支援した人数は80名程度に上っているという。今までに通ってきた知的障害者で自動車学校を卒業できなかった教習生はいないということであった。個別学習支援の効果を感じる結果が得られた。

① A養護学校寄宿舎における交通安全講座について

A養護学校寄宿舎で担当している「交通安全講座」での工夫や心がけていることは、会話形式で講義を進め、一つ一つの語句をできるだけわかりやすく噛み砕くことである。また、具体例や生徒たちの興味を引くような話題をとことところに入れることを工夫したという。

② B自動車学校における、知的障害者の運転免許取得支援の取り組みについて

知的障害者だけでなく、理解の困難な教習生に対して学科の個別学習支援を行なっている。運転自体に問題はないが、学科に困難を感じる生徒が多いため、5年程前から学校全体で取り組みを開始した。開始してからは、教官1名が固定で個別学習を担当しており、取り組み開始以来個別学習担当の教官は変わっていない。

取り組む上では、言葉の使い方に気をつけるようにしている。否定するような発言では傷つけてしまい聞く耳を持たなくなってしまうので、絶対に否定的な発言をしないようにしている。また、個別学習を行なう際に必ず現物を見せ、イメージをつけるようにしている。会話形式で講義を進め、学習は反復を心がけている。

確実な数字は把握できないが、B自動車学校に通ってくる知的障害者の数は年間5～6名程度である。しかし、5年程前から開始した個別学習で対応した教習生は総数で80名程度に上る。その中で免許を取得できなかった生徒はいない。個別学習の効果は確実に感じられるし、何度も反復することで必ずできるようになる。

運転教習は特に問題を感じることはない。学科の面で困難を感じる人が多いのではないかと。運転教習も反復が大切で、繰り返すことで必ずできるようになる。しかし、運転教習の際に第1段階の技能教習は8時間のところ、30時間かかる教習

生(知的障害者)もいた。やはり通常より時間がかかってしまう傾向がある。

② 支援者の意識について

知的障害者が運転免許を取得することには、様々なことにメリットがあると思うが、本人に自信がつくことが最大のメリットだと思う。デメリットとしては、やはり事故の可能性が高くなることである。安全運転をしっかりと理解できているかが不安である。

運転免許の取得は就労への大きなアドバンテージとなる。実際にB自動車学校の卒業生で、運転免許を取れたから就職できたという知的障害者がいた。

運転を指導する上では教官の言っていることを理解させることが難しい。運転中は一瞬の判断が大切なので、その瞬間にどのように理解させるか、言葉を選びながら、説明していかなければならない。また、運転の際に使用する専門用語は難しい言葉や似ている用語が多いため、言葉を理解させることも難しい。そのためにできるだけわかりやすい言葉を使うことを心がけている。

今後は多くの知的障害者が運転免許を取得できるということを多くの人に知ってもらうことが必要である。そうすることで支援体制が広がり、知的障害者でも運転免許を取得できる機会が多くなると思う。

④ 自動車運転免許取得助成事業について

自治体から事業の案内はなく、費用の助成があることを把握していない。そのため、案内も行っていない。

4. 調査4：C支援センター相談支援事業専門員への訪問調査

調査1で、市町村の障害者福祉担当へ助成事業のほかに、知的障害者への運転免許取得支援として行なっていることの有無を聞いた。八重瀬町では、知的障害者への相談支援から本人のニーズを把握し、運転免許取得支援を行なうことになった。今回の対象者は、一度「学科」試験で挫折した経緯もあり、「学科」の個別学習支援を行なう予定である。個別学習を支援できる人材として、ボラ

ンティアを活用する取り組みとなった。

① 知的障害者の運転免許取得を支援する取り組みについて

ボランティアを活用した運転免許取得支援は、自治体からの委託を受けている相談支援事業から派生したものである。

支援を受けるDさんは、現在介護施設に就職している男性で、A養護学校の卒業生である。昨年までは休日にデイサービスを利用していた。デイサービスでは、Dさん以外にも障害のある人たちとドライブへ行ったりして休日を過ごしていた。しかし、今年度から障害者自立支援法の施行に伴い、Dさんはデイサービスを利用できなくなってしまった。そこで、役場からの移行もあり、家庭訪問等を行ない、本人から話を聞いてDさんの余暇活用に今後何が適当なのかを探ることになった。

そこで何が好きなのか、何がやりたいのかを聞いていくと、「ドライブが好き」という話があり、Dさんは以前に運転免許を取得しようとしたが指定期間（9ヶ月）内に免許を取得できなかったため、あきらめてしまった経緯があったこともわかった。以前に自動車教習所に通っていた際には仮免許試験に何度受けても受からず、期間が過ぎてしまったということだった。

最終的にDさんの希望としてまとめてみると、第1に「運転免許の取得」、第2に介護施設に就職しているので「ヘルパーの資格取得」が挙げられていると考え、まずは運転免許の取得を支援していこうということで動きだした。

今回Dさんのボランティアとして学習支援を行なっていただいたのは元自動車学校の教官1名である。今回取り組んでいくにあたってボランティアの確保が非常に困難だった。沖縄県内3大学（沖縄大学・沖縄国際大学・琉球大学）のボランティアサークルに要請してみたが、学生ボランティアだと講義との兼ね合いもあり、調整が上手くいかず難航した。

② 支援者の意識について

運転免許を取得することによって、仕事の幅が広がるのがメリットである。Dさんは介護の職に就いているが、現在は職場で掃除や介護等を担

当している。運転免許を取得できれば、送迎も担当できるようになり、できる仕事の幅が広がる。また、生活の幅が広がる。現在Dさんは、自宅から職場まで車なら10分近くで着く距離を、バスで1時間近くかけて通勤している。通勤にも利用できる上に、余暇活用においても運転免許取得は大きな意義があると思う。

デメリットは特にない。実際に運転免許を取得している知的障害者を2名知っているが、デメリットは思い浮かばない。

また就労に関して言うと、一般雇用の9割近くが「運転免許取得前提」となっていると思う。障害者の就労支援の際に障害者雇用の求人では少ないため、一般雇用からできる職種を探して話を持ちかけることもある。以前、一般雇用から障害者雇用の話を持ちかけてみると、「運転免許を持っているなら」ということがあった。運転免許を取得していることは就労にメリットになると思う。

今後個別学習の機会が必要不可欠だと思う。Dさんの場合も、「学科」試験に困難を示し、あきらめざるをえなかった。個別の学習支援があれば、知的障害を伴っていても十分に免許取得の機会があると思う。

③ 自動車運転免許取得助成事業について

自治体から事業の案内はなく、費用の助成があることは把握していない。そのため、案内も行っていない。社会福祉協議会で資格取得資金の貸付を行なっていることは把握している。

考 察

1. 支援体制の現状

今回聞き取り調査を行なった寄宿舍・自動車教習所及びボランティアを活用した支援の内容は、全て「学科」の学習支援であった。調査2及び調査3では、支援内容として個別学習を行ない、個別学習支援の必要性を感じていた。

自動車教習所教官からの見解として、知的障害者でも「運転実技には特に困難は見られない」ということもあり、知的障害者が運転免許取得の過程で必要としている支援の多くが、「学科」の学習支援であることは調査2～調査4において共通

した結果となった。調査4で、支援対象であるDさんは、以前にも運転免許取得を目指したが、何度挑戦しても筆記試験に合格できなかったため、あきらめる結果となっていた。これは、知的障害者の運転免許取得において個別学習支援の必要性をより明示する論拠となりうるのではないだろうか。

調査1で行なった自動車運転免許取得助成事業の把握・案内については、調査2・調査3・調査4における支援者で、助成事業を把握している支援者はいなかった。沖縄県内で、助成事業を行なっている自治体は少なく、調査対象の所在自治体では助成事業を実施していなかったことも理由のひとつだろう。しかし、最大の理由として、事業を実施している自治体で効果的な公表が行なわれていないためだと考えられる。今後自治体側から進んで公表・案内が行なわれることが必要だが、支援者・障害者自身が自ら情報を収集していく姿勢も重要となる。

2. 支援者の意識

支援者の意識については、調査2の寄宿舎指導員、調査3の自動車教習所教官、調査4の相談支援事業専門員にお聞きした。知的障害者が運転免許を取得することは、総じてメリットが大きいという結果であったが、デメリットについては意見が分かれた。調査2と調査3では「事故の可能性が高まる」という見解があったが、それに対して、調査4ではデメリットは「ない、思い浮かばない」という結果であった。この見解の差異の理由として、運転免許取得後の知的障害者の生活を近くで見ているか、見ていないかの違いではないかと考えられる。調査2と調査3では、免許取得後の知的障害者との接触がほとんどなかった。この結果から、免許取得した知的障害者の生活が充実しているのではないかと推察される。

また、就労を目指す上での運転免許の意義について伺ったところ、共通して「メリットになる」という結果であった。実際に運転免許を取得したことで就労につながった知的障害者もあり、雇用条件の一つに「自動車運転免許」が必要とされることも多いことから、運転免許取得は就労へメリットになることが示唆された。このような結果から、

筆者は知的障害者の運転免許取得支援を職業訓練として位置づけることができると考える。知的障害者の運転免許取得は企業ニーズにも対応していると考えられるため、今後職業訓練の一環として、学校や事業所、障害者就労支援機関等で運転免許取得支援の新たな展開が望まれる。

3. 今後の課題と展望

知的障害者の運転免許取得への支援体制は、全国的にまだまだ整っておらず、教習所に入校しても卒業できず、免許を取得できない知的障害者も多いであろうと予想される。知的障害者の運転免許取得可能性を高めるために、①環境の整備、②人的支援の整備、③認識の拡大、の3つの向上を図ることが期待される。

① 環境の整備

平成17年に警察庁から「運転免許試験等における障害者に対する配慮について」という通達が出された（警察庁丁運発第9号、2005）。これによって、学科試験問題用紙を作成するにあたっては、問題の全ての漢字に振り仮名をつけることが努力義務となった。それに伴い、自動車教習所で使用されている教科書にも全ての漢字に振り仮名がつけられた。これと同様に、今後運転免許取得支援において、知的障害者に対する個別学習支援やシステム化された学科内容等、知的障害者の運転免許取得を支援していくための環境の整備が図られることを期待したい。

② 人的支援の確保

障害のある人たちが地域で生活するうえで、人的支援は欠かせない。運転免許取得についても同様のことが言える。調査2～4においては、さまざまな形で人的支援による運転免許取得をサポートしていた。調査4では個別学習支援として、ボランティアを活用した支援を行なっているが、このような支援計画を実行していく上で、最も困難な点として挙げられたのが、ボランティアの確保であった。

今回の結果から、知的障害者への運転免許を支援していく上での人的支援の充実が今後の課題として指摘できよう。ボランティアや講師等の人数

確保とともに、彼らの専門性を高めるような研修も必要であろう。

③ 認識の拡大

知的障害者の運転免許取得に関する支援体制が未整備な要因の一つとして、知的障害者の運転免許取得に対する社会の理解が進んでいないことが挙げられるだろう。支援者からも「知的障害者が運転免許を取得することが可能だということも多くの人に知ってほしい」という意見があった。知的障害者の運転免許取得促進のために、周りの認識の拡大が必要不可欠だと考える。

また、それに加えて、体験教習の場を多く設定できるよう働きかけていくことも必要であろう。体験教習は、知的障害のある生徒や保護者にとっては運転免許取得を考えるきっかけになり、自動車教習所にとっては知的障害者への障害理解を進めるきっかけになるだろう。

多くの人にとって、自動車の運転は行動の範囲を広げるなど、QOL向上につながる。それは知的障害者にとっても同様である。運転免許取得を希望する知的障害者に対してより円滑に、充実した支援が行なわれることを期待したい。

謝 辞

本研究を進めるにあたり、快く協力してくださいました皆様方および我謝留美子さん、屋宜達樹さん、吉里弘さん、大城幸子さん、久手堅憲太さんに心より感謝申し上げます。

引用文献

- 山本忠（2004）：欠格条項の見直しの現状と課題、障害者問題研究，31(4)，50-57.
- 沖縄雇用開発協会（2007）：平成19年度沖縄県障害者雇用モデル事例集.
- 警察庁（2002）：運転免許の欠格事由の見直し等に関する運用上の留意事項について，警察庁交通局運転免許課長通達，警察庁丁運発第49号.